

令和 8 年度使用

小・中学校特別支援学級及び
特別支援学校（小・中学部）教科用図書

採 択 基 準

令和 7 年 5 月

奈良県教育委員会

**令和 8 年度使用小・中学校特別支援学級及び
特別支援学校（小・中学部）教科用図書
採 択 基 準**

1 小・中学校特別支援学級において使用する教科用図書の採択

(1) 検定教科書の採択について

小・中学校特別支援学級において使用する検定教科書の採択については、当該採択地区（国立・私立にあっては各学校）で採択されている検定教科書と同一のものを採択すること。

(2) 学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書の採択について

特別の教育課程を編成し、教科により当該学年用の検定教科書を使用することが適当でない場合には、学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書（以下「一般図書」という。）を採択すること。一般図書の採択に当たっては、文部科学省の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の採択を十分考慮すること。また、特別支援学校知的障害者用の文部科学省著作教科書のある教科は、なるべくこれを採択すること。

その上で、これら以外の図書を採択する場合には、県教育委員会の示す選定資料を参考にして十分な調査研究を行い、適正かつ公正に行うこと。その際には、絶版についても確認し、特に慎重を期して採択すること。

2 特別支援学校（小学部・中学部）において使用する教科用図書の選定

(1) 検定教科書の選定について

特別支援学校（小学部・中学部）において使用する検定教科書の選定については、前年度採択されている教科用図書と同一のものを選定すること。

(2) 学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書の選定について

教科により当該学年用の検定教科書を使用することが適当でない場合には、一般図書を選定すること。一般図書の選定に当たっては、文部科学省の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮すること。また、特別支援学校知的障害者用の文部科学省著作教科書のある教科は、なるべくこれを選定すること。

その上で、これら以外の図書を選定する場合には、県教育委員会の示す選定資料を参考にして十分な調査研究を行い、適正かつ公正に行うこと。その際には、絶版についても確認し、特に慎重を期して選定すること。